

議員提出議案第15号

長時間労働の是正に向けた迅速な取組を求める意見書

昨年12月に株式会社電通に勤務する女性新入社員が自ら命を絶ったことについて、厚生労働省の三田労働基準監督署は、長時間の過重業務等が原因の労働災害であると認定しました。この社員の時間外労働は、同社が労働基準法に基づく時間外労働協定（いわゆる「36協定」）として締結した延長時間の上限となる1か月70時間を上回り、さらには、過労死ラインとされる1か月80時間をも大幅に超え、約105時間に達していたとされています。

現在、我が国の労働時間の上限は、労働基準法により、1日8時間、1週40時間と定められており、この限度を超えて勤務させる場合には、36協定の締結が必要です。また、時間外労働は、厚生労働省が定める時間外労働の限度に関する基準により1か月45時間を超えないものとしなければならないとされており、この限度時間を超えて労働時間を延長させる場合には、特別条項を付した協定の締結が必要とされています。

しかしながら、このような時間外労働の上限規制は、実際には軽視され、あるいは黙殺されることが多く、その実効性に疑問が呈されることも数多くあります。

よって、国においては、このような状況を踏まえ、労働者がワーク・ライフ・バランスを保ちつつ、健全な心身を保ちながら働き続けることのできるよう、長時間労働の是正に向け、以下の事項に迅速に取り組むことを強く求めます。

- 1 労働基準監督署が行う事業場への監督指導の厳格化や労働基準法等に基づく規制の周知と理解を図りつつ、労働関係法令の順守を徹底させること。
- 2 時間外労働の規制の在り方や、終業時刻から次の始業時刻までの間隔の最短時間を規制する「勤務間インターバル規制」の導入に向けた検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月22日提出

提出者	さいたま市議会議員	鶴崎敏康
	同	高野秀樹
	同	上三信彰
	同	山崎章

賛成者	さいたま市議会議員	帆	足	和	之
	同	高	柳	俊	哉
	同	井	上	伸	一
	同	神	田	義	行